

(お知らせ)

2026年7月1日
中国電力株式会社

電力・ガス取引監視等委員会からの業務改善指導の受領について

当社は、夜間蓄熱式機器を使用される一部のお客さまについて、電気料金を本来より多く請求していたこと（[2026年6月4日お知らせ済み](#)）および、高圧・特別高圧の一部のお客さまについて、契約関係書面を電磁的な方法で提供する場合は、事前に書面または電磁的方法により承諾を得るべきところ、口頭での承諾に留まっていた事案[※]に関して、本日、電力・ガス取引監視等委員会から業務改善指導を受領しましたのでお知らせします。

当該事案により、お客さまにご迷惑をおかけしたことを深くお詫び申し上げます。

当社としては、本指導を重く受け止め、今後、適切に対応していくとともに、再発防止策を着実に実施してまいります。

【業務改善指導の概要】

- ・誤請求を発生させないため、社内体制の改善等、必要な措置を講じること。
- ・中国電力および媒介・取次・代理業者における書面交付義務の確実な履行のため、社内体制の改善等、必要な措置を講じること。
- ・需要家に重大な影響を与える可能性のある問題が発生した場合に、事実調査の完了を待たず、発覚した時点で速やかに、当該時点で明らかになっている事実関係を電力・ガス取引監視等委員会事務局に対して報告するよう、社内体制の改善等、必要な措置を講じること。
- ・このたびの指導に基づいて講じた措置（これまでに講じた措置を含む）の内容を、中国電力の役員および従業員、媒介・取次・代理業者の役員および従業員にそれぞれ周知徹底すること。

※ お客さまと電気の契約を締結するにあたり、契約に関する書面を電子メール等の電磁的方法により提供する場合には、小売電気事業者の書面交付義務として、書面や電磁的方法により事前の承諾を得る必要がある。当社および当社の媒介事業者において、一部のお客さまについて、口頭による事前の承諾を得ていたものの、書面や電磁的方法による承諾までは得ていなかったもの。

以上